

帰還困難区域（富岡町）で建設業を営んでいた申立会社の所有に係る、原発事故後搬出できなかった建設機械や原材料等及び事務所・倉庫等の建物について、決算報告書等の資料には記載がなかったが、申立人の主張する取得価格及び建設機械メーカーが作成した見積書の下取金額を基礎として、財物損害の賠償額が算定された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点については本和解の効力は及ばないこととする。

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目についての和解金として合計金17,480,687円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 除染費用に関する確認条項

（1）申立人は、被申立人に対し、本件除染費用に関する領収書原本を交付し、被申立人はこれを受領した。

（2）申立人は、被申立人に対し、第1項記載の損害項目（除染費用）に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

（3）被申立人は、申立人が第1項記載の損害項目（除染費用）について被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人の氏名、住所、連絡先等の個人情報が必要な範囲内で提供することができる。

5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年3月10日

(仲介委員 河井聡)

別紙

| 項目 | | 損害期間 | 金額 |
|------------|--|------------------------------|-----------|
| 追加的費用 | 除染費用 (油圧ショベル〇〇について平成〇年〇月〇日付領収証にかかると費用) | | 214,515 |
| | 機械類等搬出費用 (上記油圧ショベル〇〇について平成〇年〇月〇日付振込金領収書にかかると費用) | | 16,800 |
| | 機械類等搬出費用 (ブルドーザーについて平成〇年〇月〇日付払込受付書にかかると費用、及び、油圧ショベル〇〇について平成〇年〇月〇日付振込金額領収書にかかると費用) | | 62,400 |
| | 機械類等搬出費用 (本店等への一時立ち入りに関するガソリン代) | 自 平成23年4月10日 至 平成24年2月28日 | 18,290 |
| 財物損害 | 倉庫 (〇〇 〇-〇,〇-〇,〇-〇) | | 127,983 |
| | 事務所、作業所、コンクリートミキサー室 (〇〇 〇-〇) | | 3,000,000 |
| | 機械器具類 (油圧ショベル (〇〇)) | | 6,300,000 |
| | 機械器具類 (土木部門) | | 2,800,000 |
| | 振動ローラー | | |
| | 小型発電機 (溶接機能付き) | | |
| | バックホーバケット | | |
| | 自動板 (大工機械) | | |
| | ホゾ取機 (大工道具) | | |
| | 各種鉄製型枠 | | |
| | バリケード資材サポート | | |
| | 足場材 | | |
| | 機械器具類 (二次製品部門) | | 1,250,000 |
| | フォークリフト2台 | | |
| コンクリートミキサー | | | |
| 計量機 | | | |

| | | | |
|-------|---------------------------|--|------------|
| | ベルトコンベアー | | |
| | タイヤショベル | | |
| | 砂利ホッパー、砂ホッパー | | |
| | 各種鉄型枠 | | |
| | 在庫商品・原材料 (二次製品部門の在庫商品) | | 1,093,960 |
| | 在庫商品・原材料 (土木部門の在庫商品) | | 674,100 |
| | 在庫商品・原材料 (新築工事の材料一式) | | 1,413,492 |
| 弁護士費用 | | | 509,147 |
| 損害額合計 | | | 17,480,687 |